岩手県告示第 535 号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、大船渡港港湾区域に隣接する区域を港湾隣接区域に指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の期日及び場所

- (1) 期日 平成19年7月25日 午後1時30分から
- (2) 場所 大船渡市大船渡町字笹崎5番11 大船渡市浜町公民館
- 2 指定しようとする地域

地域名	地域
大船渡港港湾隣接	1 範囲
地域	基点1から基点4までを順次に直線で結んだ線並びに基点1の地点と基点4の地点とを直線に
野々田地区	結んだ線及び水際線により囲まれた陸域
	2 陸域の地番
	大船渡市大船渡町字笹崎 25番3並びに野々田 123番、124番5及び 125番2
	3 基点の表示(角度の表示は、真北とする。)
	基点 1 岩手県大船渡市大船渡町字笹崎 11番 1 にある 3 級基準点 ${ m N0.5}$ から 346 度 00 分 17 メー
	トルの地点
	基点 2 基点 1 から 75 度 00 分 11.5 メートルの地点
	基点3 基点2から14度00分61メートルの地点
	基点 4 基点 3 から 269 度 00 分 27 メートルの地点